都道府県単位化から５年が経過

国保改善をどう進めるか

国保法は市町村が賦課決定

神奈川自治労連　執行委員長　**神田　敏史**さん

　2018年度に、国民健康保険（国保）制度の「都道府県単位化」が行われて、5年がたちました。都道府県単位化で、それまでは市町村が担っていた国保の運営に都道府県が加わり、保険料算定の仕組みが大きく変わりました。その下で、各地で民主商工会（民商）が取り組んでいる国保改善の運動にも影響が出ています。今後、どのように運動を進めたらいいのか。国保制度に詳しい神奈川自治労連の神田敏史執行委員長にQ&A方式で解説していただきました。

Q1　都道府県単位化で保険料算定の仕組みはどのように変わったのでしょうか

A1　都道府県が納付金の総額と市町村への割り振りを決める

　国保会計の「支出」に当たる保険給付費等（医療費など）は、同じく「収入」に当たる公費（国保会計に繰り入れる国や地方自治体のお金）と被保険者が納める保険料で賄われています。都道府県単位化が行われるまでは、この計算を市町村が行い、保険料率を計算していました（図1）。

　都道府県単位化後では、「都道府県が国保の財政運営に責任を持つ」とされたことで、仕組みが大きく変わりました（図2）。

　まず都道府県が、その都道府県全体の保険給付費等に必要な額（各市町村への交付金の総額）を賄うための金額から公費を差し引いた額を、市町村に求める納付金の総額として決めます。次に、各市町村の医療費などを勘案し、納付金総額を、各市町村に割り振ります。市町村は、割り振られた納付金額から、繰り入れる公費（法定外繰り入れなど）分を差し引き、残りの額を保険料の賦課総額（加入者に求める保険料の総額）として決め、加入者に割り振る保険料率を決めるようになりました。

都道府県単位化で何が変わったか

図1　都道府県単位化前

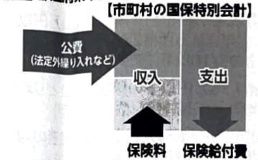

図2　都道府県単位化後

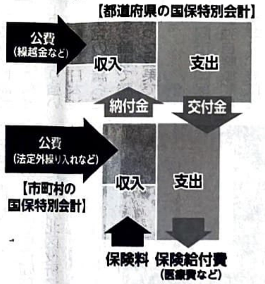

Q2　政府は、国保制度をどう変えようとしているのですか

A2　保険料を決める際の市町村の裁量を全く無くす

　いわゆる都道府県での「準統一・完全統一」という方向がめざされています。

　まず、納付金レベルの統一です。従来は市町村の医療費水準の差を考慮して、各市町村の納付金を割り振っていました。準統一では、どの市町村も医療費水準を同じとみなして、納付金を算定します。次に、市町村レベルの統一として、市町村の裁量だった応能応益割の算定方式（2方式、3方式、4方式）の統一と、市町村の一般会計から国保特別会計への繰り入れである法定外繰り入れを、全て解消していくことになります。

　ここまでが「準統一」です。この段階で、納付金の金額で大まかな保険料水準が決まるようになります。

　これに加えて、「準統一」の段階までは市町村が保険料を決める際に考慮している「収納率」を無くすのが「完全統一」です。ここまで来ると、保険料を決める際の市町村の裁量は全く無くなります。

　ただ、国が行おうとしている保険料水準の統一は、まだまだ先の話です。医療費水準の差による考慮を無くすのも、「2029年度まで」にという話です。

　今、しっかり押さえておくべきは、国保法は〝市町村が保険料の賦課決定を行う〟と定めていることです。従って、保険料水準の統一は、国が脱法的なことをやろうとしていることになります。法律上、保険料を決める権限は市町村にあるのですから、市町村が抵抗すれば、幾らでも抵抗できるわけです。

　一部の府県で、国に先駆けて準統一や統一を行うところもありますが、多くの問題が噴出していることも見ておく必要があります。

Q3　では、「高過ぎる保険料・税」を引き下げるために、どのように働き掛けていけばいいですか

A3　市町村には、国保法に基づき、保険料引き下げを求める

　まず市町村に対しては、大事なことは、前述のように、保険料を最終的に決めるのは国保法では市町村だと明記されていることです。そこは都道府県単位化前と変わりありません。

　ですから、市町村に対し「高過ぎる保険料・税」の引き下げを求めていくことに変わりはありません。

　国は、市町村が保険料減免のために行っている法定外繰り入れの削減・解消をしつこく迫っていますが、国の求めに応じるのではなく、継続するように市町村に求めます。

　現在は、削減や解消の対象とならない法定外繰り入れ（決算補塡目的以外の法定外繰り入れ）があります（図3）。これを活用しての保険料減免（77条減免）なども、どんどん求めます（Q国保法77条）。

　統一化の流れの中で、これらの法定外繰り入れも、解消されていく方向になるのですが、まだ先の話です。

　被保険者一人当たりに課せられる「均等割」や世帯当たりの「平等割」を減らし、応能負担の「所得割」中心に移行するよう求めていくことも必要でしょう。

　何よりも、市町村に、「高過ぎる国保料・税を引き下げよ」「独自減免を拡充せよ」という要求を、どんどん突きつけていくことが必要です。

図3　一般会計からの法定外繰り入れの分類

削除・解消しなくてよいもの

決算補填等以外の目的
- ●保険料の減免額に充てるため
- ●地方独自事業の波及増補填等
- ●保健事業費に充てるため
- ●直営診療施設に充てるため
- ●基金積立
- ●返済金
- ●その他

国保運営方針に基づき、計画的に削減・解消すべきとされているもの

決算補填等目的

①保険者判断によるもの
- ●保険料の負担緩和を図るため（前期・介護納付金、後期支援金分を含む）
- ●任意給付に充てるため

②過年度の赤字によるもの
- ●累積赤字補填のため
- ●公債費、借入金利息

（厚労省資料から作成）

A3　都道府県には納付金引き下げを求める

　次に都道府県に対してですが、市町村に保険料・税を決める最終的な権限があるとはいえ、市町村に対する納付金額を決めるのは都道府県です。納付金額が増えると、保険料の基となる額が増えるわけですから、保険料を引き下げるためには、都道府県に対し納付金を下げろ、そのために繰越金など県の持っている原資をもっと活用せよと求める必要があります。

A3　国には「社会保障」を取り戻させる

　国に対しては、国保制度が本来あるべき「社会保障」としての姿を取り戻していくよう求めていく必要があります（Q国保法第1条）。

　都道府県単位化や、その先の保険料水準の統一など、国がめざす国保改革の狙いは、一貫して医療を抑制し、国庫負担を削減する方向です。地方自治体も厳しい財政状況の中、補助金の誘導策を使い国から脅され、「国保は助け合い」と強調し、加入者に過酷な負担を強いています。

　国保は「助け合い」ではなく、国や都道府県、市町村からの負担を原則に成り立つ「社会保障」の制度です。国に対して、国保料・税を引き下げるために、国庫負担を削減ではなく引き上げよと求めることが非常に大事です。

Q　国民健康保険法条文（抜粋）

▽1条（目的）
　この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする

▽77条（保険料の減免等）
　市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる

不公平な税制をただす会が総会

インボイスは廃止に

　「不公平な税制をただす会」は6月13日、定時総会を開きました。

　湖東京至・共同代表（税理士）が開会あいさつ。「インボイス制度が多くの事業者を苦しめることを、国民が認識し始めている。廃止を求める運動をますます強めよう」と訴えました。

　ジャーナリストの布施祐仁氏が、「安保3文書の危険な中身とその現実」と題して講演。岸田政権が狙う敵基地攻撃能力の保有や日米軍事一体化などを告発し、戦争を防ぐために必要なのは、「対話や協力を促進する外交だ」と強調しました。

　浦野広明、菅隆徳の両共同代表（共に税理士）は、2023年度の財源試算を発表。所得税・住民税や相続税の応能負担の強化、大企業優遇税制の是正と法人税への累進税率の導入など、富裕層・大企業への応分の負担の徹底で、約51兆7689億円の財源が確保できるとしました。

記念講演をする布施祐仁氏

　浦野氏は、岸田政権の大軍拡によって社会保障費が削減され、国債の増発や、いずれは消費税増税をもたらすと指摘。菅氏は、岸田政権が子育て支援策の財源確保で袋小路に陥っている背景に、「大企業・富裕層への優遇税制の温存と、5年間で43兆円もの大軍拡に税金を投入することがある」と強調しました。

　総会は共同代表に、浦野、湖東、菅の各氏を引き続き選出しました。

中央社保協 国会内集会

軍事費の拡大でなく社会保障の拡充こそ

　全国商工団体連合会（全商連）も加わる中央社会保障推進協議会（中央社保協）は8日、衆院第1議員会館で「軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める」をテーマに国会内集会をオンライン併用で開き、計約250人が参加しました。

　佛教大学の岡崎祐司教授が「戦争しない国の新たな生活保障への道」と題して記念講演。岸田政権が軍拡財源確保法によって予算の単年度主義や一般会計の決算剰余金の流用など「軍事費増大のために財政民主主義を破壊しようとしている」と指摘し、「日本社会は重大な岐路に立っている」「岸田政権は、もはや戦争準備に入っている」と強調しました。憲法の平和的生存権に基づいた「戦争をさせない運動と生活保障を求める運動を一体で進めよう」と呼び掛けました。

講演する佛教大学の岡崎祐司教授

　全労連の秋山正臣副議長は「『軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める署名』を全国で広げ、大きな世論を」と提起しました。

　日本共産党の国会議員があいさつし、立民、れいわからメッセージが寄せられました。